

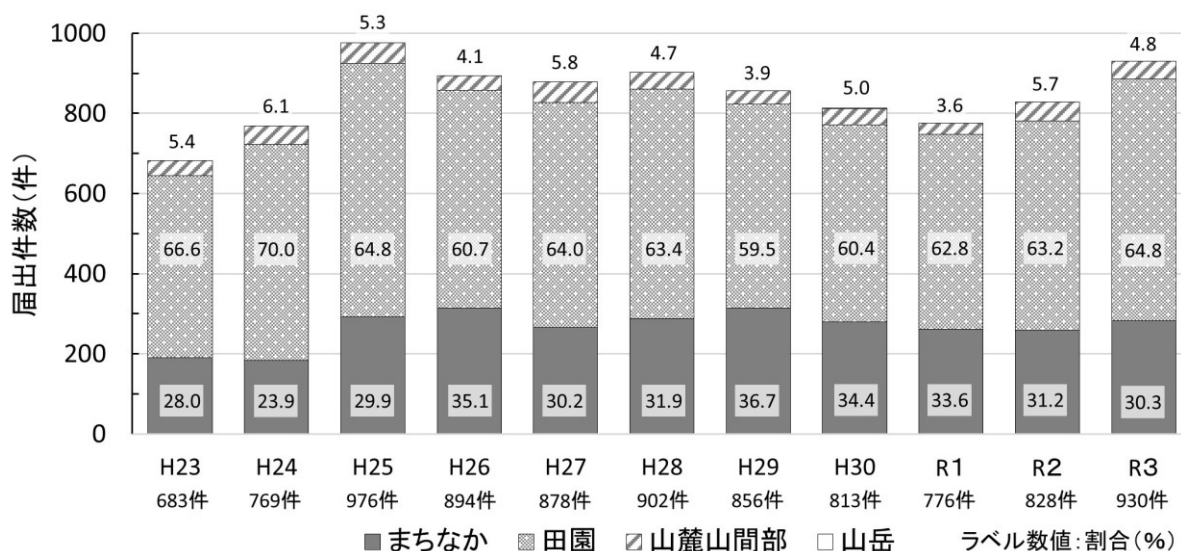
令和3年度 景観施策の取り組み実績について

1 条例の運用状況

(1) 景観条例の届出状況

①届出件数の推移

令和3年度の届出件数は930件で、前年度に比べて102件増加しました。また、エリアごとに見ると、まちなかエリアでの届出が約30%、田園エリアが約65%、山麓山間部エリアが約5%を占め、前年度に比べて田園エリアでの届出割合がやや増加しました。



②届出の内容

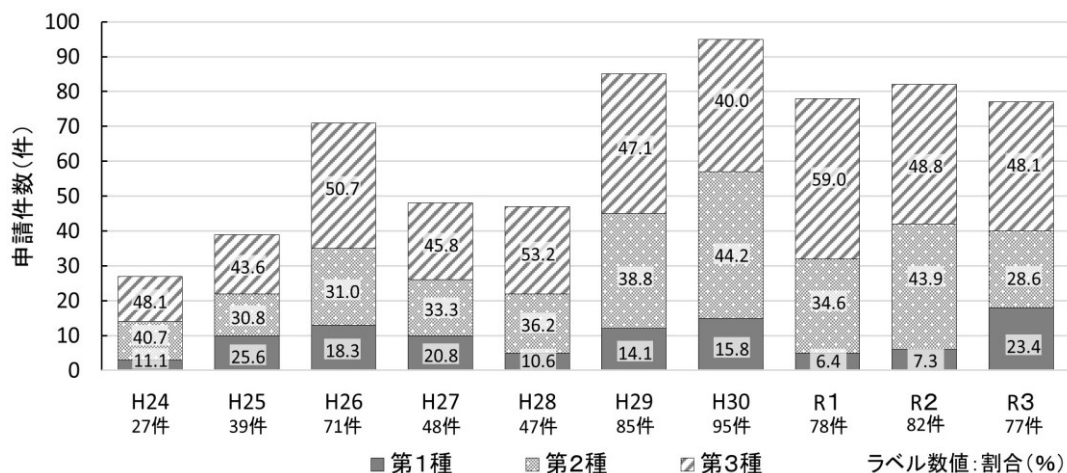
行為の種類については、建築物の新築等が681件で最も多く、次いで建築物の外観変更が145件でした。エリアごとの傾向としては、まちなかエリアでは建築物の外観変更が多く、田園エリアでは土地形質の変更が多く、山麓山間部エリアでは建築物の新築等が多い傾向が見られました。

行為の種類	まちなか		田園		山麓山間部		山岳		合計		
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	
建築物の 建築等	新築、増築等	205	72.7	439	72.8	37	82.2	0	-	681	73.2
	外観変更	58	20.6	80	13.3	7	15.6	0	-	145	15.6
工作物の 建築等	新築、増築等	2	0.7	1	0.2	0	0.0	0	-	3	0.3
	外観変更	0	0.0	2	0.3	0	0.0	0	-	2	0.2
その他土地形状の変更等	17	6.0	73	12.1	1	2.2	0	-	91	9.8	
屋外における土石等の堆積	0	0.0	8	1.3	0	0.0	0	-	8	0.9	
合計	282	100	603	100	45	100	0	-	930	100	

(2) 屋外広告物の申請状況

①申請件数の推移

令和3年度の申請件数は77件で、前年度に比べて5件減少しました。規制地域ごとに見ると、第1種規制地域での申請が12件増加しました。



②申請の内訳

行為の種類については、前年度と比較して許可が2件、更新が3件減少しました。また、規制地域ごとに見ると、第1種での許可申請が大きく増加しました。

申請の種類	第1種 規制地域	第2種 規制地域	第3種 規制地域	合計	参考・令和2年度			
					第1種	第2種	第3種	合計
許可	13 (57)	17 (47)	27 (115)	57 (219)	3 (7)	28 (72)	28 (80)	59 (159)
更新	5 (16)	5 (9)	10 (17)	20 (42)	3 (15)	8 (15)	12 (48)	23 (78)
合計	18 (73)	22 (56)	37 (132)	77 (261)	6 (22)	36 (87)	40 (128)	82 (237)

※ カッコ内は屋外広告物の数を示す。

2 緑のまちづくり事業

(1) 記念樹配布

令和3年度から、結婚と小学校入学が交付対象外となったため合計の申請件数は減少しましたが、申請期間の変更に伴い、住宅の購入・取得による申請が増加しました。

該当事由	申請件数	交換本数	参考・令和2年度	
			申請件数	交換本数
住宅の購入・取得 (令和2・3年度)	300	502	189	350
誕生 (令和2・3年度)	210	170	225	206
結婚 (令和2年度)	18	17	22	19
小学校入学 (対象外)	-	-	208	185
合計	528	689	644	760

(2) 生垣設置・ブロック塀撤去補助金

補助金の申請件数及び補助金額については、前年度と比較して、やや減少しました。

該当事由	件数	補助金額	生垣延長	参考・令和2年度		
				件数	補助金額	生垣延長
生垣設置のみ	22件	849,000円	193.5m	27件	1,249,000円	292.1m
ブロック塀撤去	6件	1,007,000円	49.3m	4件	713,000円	61.0m
合計	28件	1,856,000円	242.8m	31件	1,962,000円	353.1m

3 その他景観施策に関する取り組み状況（周知強化と理解の促進）

(1) 理解促進に関する働きかけ

パンフレットの改定にあわせて、景観条例の手続き等について、次のとおり周知しました。

- ・個別にパンフレットやチラシを送付（合計 119 件）
→住民協定（21 件）、ハウスメーカー・工務店等（49 件）、届出代理人（13 件）、
大手リフォーム業者（8 件）、塗装業者（28 件）
- ・関係団体に対して会員への周知を依頼
→長野県建築士会・建築士事務所協会・建築物防災協会（安曇野支部、松筑支部）、
長野県宅地建物取引業協会（中信支部）、全日本不動産協会長野県本部（中信地区）、
長野県土地家屋調査士会（松本支部）

(2) 添付書類の見直しやオンライン化による手続きの省力化

- ・景観条例及び屋外広告物に係る書類について、全て押印を省略できるようにしました。
- ・完了届については、メールやファックスでの受け付けを可能としました。
- ・外観変更の届出については、一部書類を省略できるよう運用を見直しました。

(3) SNS 等をはじめとした様々なツールを活用した情報発信

- ・市広報誌「広報あづみの」への掲載
国土交通省が定める屋外広告物適正化旬間（9月1～10日）にあわせて、令和3年8月号に屋外広告物の点検、屋外広告物条例及び景観条例に関する記事を掲載しました。
- ・市公式 Twitter への投稿
令和4年1月31日 「市景観計画のパンフレットをリニューアル」
令和4年3月11日 「屋根や外壁の色にルールがあるのをご存じですか？」

